明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二九）　一

〔官庁報告〕
平成二十二年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）　三
第五十三回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行（文部科学省・経済産業省）　三
第四十三回核燃料取扱主任者試験の施行（経済産業省）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
税理士証票無効・登録まつ消、型式適合認定関係　一〇九
地方公共団体
行旅死亡人関係　二
会社その他
会社決算公告　二三

省令

○厚生労働省令第百二十九号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第一項及び第百十五条の二の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号ロ⑴中「及び⑷」を削り、同号ロ⑵中「以下この号において「有価証券等」を「⑶及び⑷において「有価証券等」に、「以下この号において「残存期間」を「⑶において「残存期間」に改め、「であつて、指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この号において同じ。）から投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第二十五条第二号ロに規定する格付が付与された有価証券又は証券投資信託の委託会社が当該格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できる対象と認めたもの」を削り、同号ロ⑷中「以下この号において「」を「⑸において「」に、「適格有価証券等」を「有価証券等」に、「債券をいう。以下この号において同じ」を「債権をいう」に、「以外の有価証券等であつて、二以上の指定格付機関から投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号ニに規定する格付が付与された有価証券又は証券投資信託の委託会社が当該格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できる対象と認めたものをいう。以下この号において同じ」を「を除く」に改め、同号ロ⑸及び⑹を削り、同号ロ⑺を同号ロ⑸とする。